

奨学生募集要項（2025年度）

No. 14

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	川村育英会		
2025 募集依頼人数	1名（全国で7名）		
募集学年	学部2年生		
募集学部・研究科 研究分野等	化学、応用化学、化学工学などの化学系、生命科学、工学系および機械、電気電子工学系を専攻する者		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 学部生：40,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">・他公益財団法人、民間団体及び国の修学支援新制度の奨学金との併給可・家計基準あり（生計を一にする家族の年間収入（祖父母の年金は収入除く）が500万円以下）・成績基準あり（学業成績証明書に占める、GPA3.0以上もしくは80点以上（秀又は優）の成績評価の割合が50%以上）・採用された場合は、奨学生証授与式、講演会及び奨学生交流会（8月26日予定）に要参加		

2025 年度 川村育英会奨学生募集要項 (学部奨学生)

当会は、家庭の経済的事情により高等教育を受けられない儘、その才智を徒に埋もれさせてしまうことは、本人は勿論、社会の大きな損失であるとの思いから、川村喜十郎(DIC 株式会社創業者)および DIC 株式会社等の出捐により 1953 年に設立されました。爾来、将来社会に貢献しうる有能な人材を育成するため、奨学金を支給しております。

2025 年度奨学生を下記のとおり募集しますので、志、夢を持ち、その実現に向け日々努力されている皆様の応募をお待ちしております。

記

1. 応募資格

2025 年度大学の学部2年次に在学し、以下の①、②及び③のすべてに該当する方

- ① 化学、応用化学、化学工学などの化学系、生命科学・工学系および、機械、電気電子工学系、情報科学系を専攻
- ② 父母及び生計を一にする家族の年間収入が 500 万円以下(祖父母の年金収入は除く)
- ③ 成績証明書記載の学業成績に占める、GPA3.0 以上もしくは 80 点以上の成績評価の割合が 50%以上

※他公益財団法人、民間団体及び国の修学支援新制度の奨学金の併給は可能です。

2. 募集人員

7 名(貴校より1名ご推薦戴き度)

3. 奨学金の支給期間及び金額

- ①支給期間 2025 年 8 月より、大学学部卒業までの正規の最短修業期間
但し、留年・休学等の期間は支給停止
- ②支給奨学金 月額 40,000 円

4. 応募書類

- ①履歴書(2 ページ)

※本人直筆のみ有効、A4片面印刷

- ②奨学生申請書(3 ページ)

※本人直筆のみ有効、A4片面印刷

- ③学生推薦書

※指導教授、主任教授又はそれに準じる地位にある者の記載および自筆署名
A4片面印刷 1 枚

- ④ 誓約書

⑤成績証明書

※学部 1 年次の成績証明書

⑥在学証明書

⑦父母及び生計を一にする家族の年間の収入状況を証明する書類

令和 7 年度の所得証明書(令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月分)

※所得証明書は以下のいずれかをご提出ください。

課税・(非課税)証明書、納税証明書その 2、受給証明書

5. 応募締切

2025 年 6 月 20 日(金)(消印有効)

6. 奨学生の選考及び決定

奨学生の選考は奨学生選考委員会が行い、7月中旬までに理事会決議をもって決定します。選考にあたっては、経済的困窮度のほか、学業成績、申請書の記載内容など人的要素を総合的に判断します。

7. 応募書類の提出先

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2

公益財団法人川村育英会 宛

8. 奨学生証授与式、講演会及び奨学生交流会

日時:2025 年 8 月 26 日(火)午前 11 時より

場所:東京會館 丸の内本館

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-1

<https://www.kaikan.co.jp/>

内容:奨学生証授与式・講演会・奨学生交流会

※新規採用奨学生には(学会出席を含む研究活動、学校行事、インターンシップ、語学留学、部活動(サークル活動・同好会を除く)などの事由がない限り)原則として「奨学生証授与式、講演会及び奨学生交流会」にご出席いただきます。

※往復の交通費は事前に当会にて支給させていただきます。採用通知の発送時に、詳細をご連絡いたします。

9. 奨学生として採用後の提出書類

奨学生には次の書類の提出を義務付けております。

① 定期提出書類(毎年 4 月) 成績証明書、在学証明書

② 奨学金支給期間終了時 奨学生終了報告書

以上

公益財団法人川村育英会

奨学事業運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人川村育英会（以下「この法人」という。）定款第3条及び第4条の規定に基づき、奨学生の募集選考方法及び支給等に関する事項を定める。

(奨学金の支給対象)

第2条 この法人の奨学金を支給する対象は、次のとおりとする

- (1) 高等専門学校、大学、大学院修士課程に在籍し、学業優秀、品行方正、身体健強でありながら、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者（以下「一般奨学生」という。）
- (2) 大学院博士課程に在籍し、又は博士課程を修了し更なる研鑽を目的に大学研究室に所属し、優れた研究能力を有すると認められる者（以下「研究奨学生」という。） 。ただし、博士課程を修了した者については、助手、研究員等名称の如何を問わず大学若しくはその他研究機関等と期間の定めのない雇用契約関係にある者を除くものとする。

(奨学生の募集方法)

第3条 この法人の奨学生は、学校長を経由して募集するものとし、募集先については、社会に貢献する人材を多数輩出し、広く社会一般により高い評価を受けている高等専門学校、大学及び大学院の中から、理事会決議をもって選定する。

(奨学生の選考・決定)

第4条 奨学生および補欠奨学生の選考は定款第34条に基づき奨学生選考委員会が行い、理事会の決議をもって決定する。

但し、奨学金の支給開始前に辞退の申し出があった場合は、補欠奨学生の順位に基づき、奨学生を繰上げるものとする。

2. 奨学生の選考は、以下の基準に則して行うものとする。

- (1) 一般奨学生および補欠奨学生の選考にあたっては、経済的困窮度のほか、学業成績、申請書の記載内容など人的要素を総合的に判断するものとする。
- (2) 研究奨学生の選考にあたっては、研究企画書等の内容により判断するものとする。

第2章 一般奨学生に関する事項

(支給期間及び金額)

第5条 一般奨学生に対する奨学金の支給期間は、正規の最短修業期間とする。

2 奨学金の支給金額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 大学院修士課程在学者 | 月額70,000円 |
| (2) 大学学部在学者 | 月額40,000円 |
| (3) 高等専門学校在学者 | 月額30,000円 |

(奨学生の募集)

第6条 一般奨学生に応募する者は、在学する学校長を経由して、次の各号の掲げる応募書類提出するものとする。

- (1) 奨学生申請書
- (2) 在学学校長若しくは学部長、指導教授、指導教員の推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) 履歴書(本人の写真添付)
- (5) 生計を一にする家族の収入状況を証明する書類(所得証明書等)
- (6) 誓約書(本人、連帯保証人と連署)

(支給方法等)

第7条 奨学金は、奨学生本人名義の預貯金口座に振込により支給し、奨学生は、振込口座届出書を所定の期日までに提出するものとする。

- 2 奨学金の支給時期は、原則として、年4回、3ヶ月分をまとめて支給する。
- 3 振込口座を変更する場合は、次回振込予定日の1ヶ月前までに代表理事あてに振込口座変更届出書を提出しなければならない。

(学業成績等の提出義務)

第8条 奨学生は、次に掲げる書類を毎年4月末までに、代表理事あてに提出しなければならない。

- (1) 成績証明書(前年度)
- (2) 在学証明書(当年4月1日以降に発行されたもの)
- 2 奨学生は、奨学金の支給期間が終了する際に、当会所定の「奨学生終了報告書」を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学する学校長を経由して、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が休学又は長期に亘り欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

- 2 前項により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んで在学学校長若しくは学部長を経て願い出たときは、奨学金の支給を再開することができる。
ただし、休止されたときから2年間を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、在学する学校長若しくは学部長の意見を徴して、奨学金の支給を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

(6) 第8条に定める書類の届出義務を怠り、督促しても応じないとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学する学校長を経由して、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が、本規程に定める休止事由または廃止事由に該当しているにも拘らず、この法人への届出を怠り、奨学金を受領したときは、その間に受領した奨学金を、この法人に対して直ちに返還する義務を負う。

第3章 研究奨学生に関する事項

(支給金額)

第14条 研究奨学生に対する奨学金は、1人あたり100万円を上限として、一時金として支給する。

(奨学金の募集)

第15条 研究奨学生を希望者は、在籍又は所属する学校長を経由して、次の各号の掲げる応募書類提出するものとする。

- (1) 研究企画書
- (2) 指導教授又は指導教員の推薦書
- (3) 履歴書(本人の写真添付)
- (4) 誓約書

(支給方法)

第16条 研究奨学金の支給方法は、第7条の規定を準用する。

(奨学金の返還)

第17条 研究奨学生が、この法人からの奨学金を受領後1年以内に、正当な理由なく研究活動を休止したときは、受領した奨学金を、この法人に対して直ちに返還する義務を負う。

第4章 奨学生証授与式等に関する事項

(奨学生証授与式等)

第18条 研究奨学生を含む奨学生は、この法人が実施する奨学生証授与式・奨学生交流会及び奨学生歓送会(以下、これらを総称して「授与式等」という)に出席するものとする。

ただし、学会出席を含む研究活動又は学校行事出席などの事由により、授与式等に出席できない場合は、その旨を代表理事あてに報告するものとする。

- 2 授与式等に出席に要する費用は、この法人が負担するものとし、出席者に往復交通費などの実費相当額を支給する。ただし、役員、評議員を含む学識経験者に支給する費用については、役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程第4条の規定を準用する。

第5章 改正

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成25年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成26年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成30年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和3年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和4年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和5年4月1日から一部改訂する。
- この規定は、令和7年4月1日から一部改訂する。